

ふるさとの
海に帰そう
川に還ろう
天然のウナギは産卵を遠い海で迎えます。
そして生まれながらウナギは、このふるさとに戻って産卵する。

内水面漁業協同組合の取組

県内の内水面漁業協同組合では
ウナギ資源の回復のため
今回の委員会指示でウナギ採捕の禁止期間とした
10月から12月までの間以外に
それぞれの行使規則・遊漁規則で一定の期間を
禁止期間としている場合があります。

※内水面漁業協同組合は、漁業権が設定されている各河川
において、様々な魚等の水産動物の放流を行うとともに、遊
漁規則を通じて遊漁者との調整を行い、河川における水産
資源の維持増大及び有効利用を図っています。



うなぎ採捕制限広報
キャラクター
ウナリー

ちびウナリー

減少が危惧されているうなぎ
の採捕制限を周知してもらう
ために登場したウナリーです。
産卵後ふたたび戻ってきてくれ
ることを願っている親子です。
※うなぎ+Re(戻す)の意味も
あります。

まず、
川を下らなければ
うなぎ上りも
ありません。
ありませぬ。
本当のうなぎのこと
知ってほしい、
守ってほしい。



ウナリー

ちびウナリー

資源管理

いま、産卵のために川を下るウナギの保護が
必要となっています。

鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会
大隅うなぎ資源回復協議会

問い合わせ先

鹿児島県水産振興課漁業調整係
TEL099-286-3428

鹿児島県水産振興課栽培養殖係
TEL099-286-3433

近年、
シラスウナギ(ウナギの稚魚)の不漁が続くなど、
ウナギ資源の急激な悪化がみられます。

このため、鹿児島県内水面漁場管理委員会、鹿児島海区漁業調整委員会、
熊本海区漁業調整委員会ではウナギ資源を保護するため、
ウナギが産卵のために海に向かう時期を禁漁とする
委員会指示を発出しました。



ご存じ
ですか?



ウナギの一生

ウナギは、川や内湾で5年から10年程度生活したのち、秋から冬に川をくだり、グアム西方の西マリアナ海嶺付近の産卵場に向かいます。夏から秋にそこで生まれたウナギの幼生は、北赤道海流と黒潮に乗り、2000~3000kmの長い旅をして11月から4月頃、日本にやってきます。



私たちに身近なウナギは遙か外洋で産卵し
幼生は長い旅をして日本にやってくるのです。

資料農林水産技術会議事務局作成

1 ウナギの採捕制限の内容

●禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるうなぎ

※全長21センチメートル以下のウナギは、通年で採捕が禁止されています。(鹿児島県内水面漁業調整規則第26条, 鹿児島県漁業調整規則第36条)

●禁止期間

ウナギが産卵回遊に向かう毎年10月1日から12月31日まで

●禁止区域

鹿児島県内(奄美市及び大島郡を除く)の河川等の内水面及び海面(公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面)

●指示の有効期間

平成25年5月10日から平成28年3月31日まで

2 委員会指示とは(根拠法令, 罰則等)

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動植物の保護繁殖や漁業調整のために必要な指示を行うことができるとされています。悪質な場合は罰せられることがあります。



みんなで知ること、守ること。大切なうなぎのこと。